

## 9 融資の償還

※ 融資の貸付けは平成 28 年 3 月 31 日をもって終了しました。

- 利率は、融資未償還額に対して年 3 % です。
- 月々の償還額は、融資を受けた額により定められています。
- 退会した時点で未償還金がある場合は、「退会共済金」から充当します。
- 一括償還を希望する場合は、県社協共済事業担当までご連絡ください。

## 10 会計処理

### (1) 退会共済金の位置付けと会計処理

退会共済金は、「事業主が支給する退職金」として会計処理を行います。

会費・事業主負担額は、退会共済金の給付財源として県社協に積み立てられ、会員である職員が退職したときは、県社協に請求し、退職金として支給します。

会計処理では、「事業主負担額」を「資産」及び「負債」に計上し、退職金支給時に取り崩します。

計上額については、年度当初に各事業所へ前年度末現在の「会費・事業主負担累計額」をお知らせします。

### (2) 会費・事業主負担・退会共済金の仕訳

退会共済金は、税務上「事業主の支払った退職金」となりますので、次のとおり会計処理を行ってください。

※ 当仕訳は、掛金を「退職給付引当資産」として資産計上し、同額を退職給付引当金に計上する方法を採用しています。

#### 1. 共済会費及び事業主負担額納付時の処理

① 本人会費 4,700 円を預り

ア (借 : BS 預金 / 貸 : BS 預り金 4,700 円)

② 本人会費 4,700 円と事業主負担額 4,700 円を県社協へ支払

ア (借 : BS 預り金 / 貸 : BS 預金 4,700 円)

イ (借 : BS 退職給付引当資産 / 貸 : BS 預金 4,700 円)

ウ (借 : CF 退職給付引当資産支出 / 貸 : CF 支払資金 4,700 円)

エ (借 : PL 退職給付費用 / 貸 : BS 退職給付引当金 4,700 円)

※ エの仕訳は期末に差額補充法により一括して処理することができます。

## 2. 退職者への退職金給付等の処理（本人会費累計＋事業主負担累計額 < 給付額）

① 県社協から退職金 1,900,000 円[本人会費累計 850,000 円、事業主負担累計 850,000 円]が送金されてきた

ア（借：BS 預金	/ 貸：BS 預り金	850,000 円）
イ（借：BS 預金	/ 貸：BS 退職給付引当資産	850,000 円）
ウ（借：CF 支払資金	/ 貸：CF 退職給付引当資産取崩収入	850,000 円）
エ（借：BS 預金	/ 貸：PL その他の収益	200,000 円）
オ（借：CF 支払資金	/ 貸：CF その他の収入雑収入	200,000 円）

② 職員へ退職金 1,900,000 円を支給した[本人会費分 850,000 円、退職金 1,050,000 円] ※簡便法

ア（借：BS 預り金	/ 貸：BS 預金	850,000 円）
イ（借：BS 退職給付引当金	/ 貸：BS 預金	850,000 円）
ウ（借：CF 退職給付支出	/ 貸：CF 支払資金	850,000 円）
エ（借：PL 退職給付費用	/ 貸：BS 預金	200,000 円）
オ（借：CF 退職給付支出	/ 貸：CF 支払資金	200,000 円）

※②の処理は簡便的方法（現金主義）で、仮に 3 月 31 日付で退職した場合であっても、実際に預金の増減が発生する次年度での処理としています。これを原則的方法（発生主義）で処理した場合は、未収金及び未払金での処理が必要となります。

## 3. 退職者への退職金給付の処理（本人会費累計＋事業主負担累計額 > 給付額）

① 県社協から退職金 750,000 円[本人会費累計 400,000 円、事業主負担累計 400,000 円]が送金されてきた

ア（借：BS 預金	/ 貸：BS 預り金	400,000 円）
イ（借：BS 預金	/ 貸：BS 退職給付引当資産	350,000 円）
ウ（借：CF 支払資金	/ 貸：CF 退職給付引当資産取崩収入	350,000 円）
エ（借：PL その他の費用	/ 貸：BS 退職給付引当資産	50,000 円）

② 職員へ退職金 750,000 円を支給した[本人会費分 400,000 円、退職金 350,000 円] ※簡便法

ア（借：BS 預り金	/ 貸：BS 預金	400,000 円）
イ（借：BS 退職給付引当金	/ 貸：BS 預金	350,000 円）
ウ（借：CF 退職給付支出	/ 貸：CF 支払資金	350,000 円）
エ（借：BS 退職給付引当金	/ 貸：PL その他の費用	50,000 円）

※②の処理は簡便的方法（現金主義）で、仮に 3 月 31 日付で退職した場合であっても、実際に預金の増減が発生する次年度での処理としています。これを原則的方法（発生主義）で処理した場合は、未収金及び未払金での処理が必要となります。

## 4. 一年未満で退職した者への退職金給付等の処理

① 県社協から退職金 42,000 円[本人会費累計 42,000 円、事業主負担累計 42,000 円]が送金されてきた

ア（借：BS 預金	/ 貸：BS 預り金	42,000 円）
イ（借：BS 退職給付引当金	/ 貸：BS 退職給付引当資産	42,000 円）

- ② 職員へ退職金 42,000 円を支給した[本人会費分 42,000]  
ア (借 : BS 預り金 / 貸 : BS 預金 42,000 円)

## 5. 転出・転入の処理

- ① 転出施設[事業主負担累計 230,000 円]  
ア (借 : BS 退職給付引当金 / 貸 : BS 退職給付引当資産 230,000 円)
- ② 転入施設[転出施設における事業主負担累計額 230,000 円]  
ア (借 : BS 退職給付引当資産 / 貸 : BS 退職給付引当金 230,000 円)

### 1 1 退職金の給付制限について

本会共済事業で定めている『民間社会福祉事業共済規程』を平成 29 年 6 月 2 日に改正し、会員(職員)が懲戒解雇等により退職した場合の退会共済金の給付制限に関する規定を削除しました(第 21 条の 2 第 1 項第 3 号)。

この改正に伴い、各共済契約者における退職金支給規程の内容変更が必要な場合がありますので、確認をお願いします。

なお、退会共済金には、会員が納入した会費の総額が含まれていますが、本人拠出分については退職所得には該当せず、また、本共済制度では本人拠出分に関しては、退会時に全額返還することとなっておりますので、給付制限の取扱いについては、その点に十分配慮していただくようお願いします。

#### 《改正までの経緯》

会員への退会共済金の支給については、その退職理由のうち、「懲戒解雇処分をうけたこと。」により退職した場合は、運営委員会の意見を聴き、給付制限を行う場合がある旨を規定しており、支給の決定に当たっては、福祉医療機構(以下「機構」という。)の決定に準じることとして、機構の審査結果を基に運営委員会において審議し、決定していました。

また、機構の退職金制度に加入していない会員が審議の対象となった場合は、過去の類似する事例に対する機構の審査結果を判断材料として運営委員会に提出し、決定を得ておりました。

しかし、機構の退職金制度に加入していない会員に対して、運営委員会で支給の可否の決定を行わなければならない事由が発生した場合においては、「本共済事業では明確な審査基準を有していないこと」また、「懲戒解雇処分の基準が法人ごとに異なること」などの理由から、「懲戒解雇処分に対する給付制限のあり方」について、当該事由が発生した場合の会員に対する退会共済金については、各共済契約者が支給の可否を判断すべきものとして、運営委員会で検討してきました。

その結果、先の運営委員会において、当該事由に対する給付制限を廃止することで承認され、平成 29 年 6 月 2 日に開催された県社協理事会において規程が改正されました。